



始良中央地区

第4号

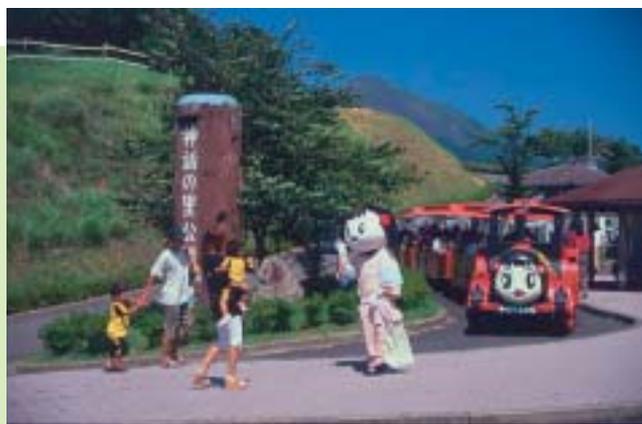
平成15年9月

合併協議会だより

編集
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央3丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp>
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **霧島町** を紹介します



写真は、左から温泉健康増進交流センター「神乃湯」と神話の里公園です。

第6回協議会

「新市の名称」、「新市の事務所の位置」、「議会議員の定数及び任期の取扱い」について具体的な調査・審議を行うため、3つの小委員会の設置が承認されました。

第7回協議会

新市のあるべき姿を展望しながら、まちづくりについての提言を行うことを目的として取りまとめられた「まちづくりフォーラム提言」の報告がありました。

3つの小委員会において協議された事項について、報告がありました。

第六回・第七回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第六回協議会が八月十二日、第七回協議会が八月二十八日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、特に調査・審議が必要と考えられる三項目について小委員会を設置し、具体的な協議を行うことが承認されました。



【報告された事項】…………… 第六回協議会

報告第十号 監査委員の選任について
本協議会の監査委員二名のうち一名が辞任され、新たに一名が選任されたことの報告がありました。

辞任 検校 昇 牧園町監査委員
新任 永吉 忠雄 牧園町監査委員

第七回協議会

報告第十一号 新市まちづくり計画提言について

住民自身が長期的視点に立ち、新市のあるべき姿を展望しながらまちづくりについて提言を行う「まちづくりフォーラム提言集」がこれまでの五回の会議で取りまとめられ、合併協議会へ報告がありました。社会基盤、生活環境、教育文化、保健福祉、産業経済、コミュニティの六つの分野で構成されており、これは住民の皆さんが合併の是非を判断するための材料として、また合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的として策定される「新市まちづくり計画」に、住民の意見として反映されます。

報告第十二号 新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について

「新市名称検討小委員会においては、二回の会議を開催し小委員会委員の選出のほか、以下の項目について協議決定されたことの報告がありました。



小委員会役員

・委員長 林 麗子(広域枠)
・副委員長 小久保 明和(国分市)

名称候補の選定方法

・現在の一市六町の名称も含め、名称を公募すること

・小委員会で三点程度に名称候補を選定し、協議会で新市名称一点を決定すること

名称選定基準

・漢字、ひらがな、カタカナで表記された名称を採用すること
・始良中央地区の地理、特徴、歴史等にちなんだ新市にふさわしい名称とすること

名称の公募実施

・だれでも応募ができること
・公募期間を九月十六日から十月三十一日までとすること

以上の項目が報告され、承認されました。

なお、公募についての詳細は、別紙新市の名称を募集します」とあります。

報告第十三号 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について

「新市事務所位置検討小委員会」においては、第一回の会議を開催し小委員会委員の選出のほか、以下の項目について協議されたことの報告がありました。

小委員会役員

・委員長 八木 幸夫(広域枠)
・副委員長 今島 光(溝辺町)

新市事務所位置候補地の選定

・一市六町の庁舎の位置、公共交通機関の状況、道路の状況、官公署の位置、人口重心地等の状況を参考に、今後研究・協議すること

新市事務所位置設置方式

・本庁方式、分庁方式、総合支所方式の三方式の特徴及びメリット・デメリットについて、先進地の事例を参考に今後調査・研究すること

庁舎建設の是非について

・現在の本庁舎・支所の状況、付属建物の状況及び職員等の状況等を参考に、今後調査・研究すること



報告第十四号 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

「議会議員の定数及び任期検討小委員会」においては、第一回の会議を開催し小委員会委員の選出のほか、以下の項目について協議されたことの報告がありました。

- ・委員長 原田 統之介(広域梓)
 - ・副委員長 宮田 揮彦(霧島町)
- 合併特例法の適用も含め、選択方法について先進地の状況等も参考に、今後調査・研究すること



【協議された事項】……………第六回協議会

協議第六号 新市の名称について
新市の名称については、「新市名称検討小委員会」を設置して、名称決定の手法を含めて調査及び審議を行うことが承認されました。

協議第七号 新市の事務所の位置について
新市の事務所の位置については、「新市事務所位置検討小委員会」を設置して、新市の事務所の位置候補地及び事務所の設置方式を含めて調査及び審議を行うことが承認されました。

協議第八号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
議会議員の定数及び任期の取扱いについては、「議会議員の定数及び任期検討小委員会」を設置して、新市の議会議員の定数及び任期に関する事項について、調査及び審議を行うことが承認されました。

【提案された事項】……………慣行の取扱いについて

新市において定めておくべき慣行の事項について、専門的に協議・調整を行ってきた総務部会長より、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 市章、市民憲章、市の花・木・歌等については、新市において新たに定める。
- 二 宣言は、新市において調整し、新たに制定する。
- 三 表彰制度は、新市において新たな制度を創設する。
- 四 各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整する。

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

病院関係事業の取扱いについて
現在、一カ所ある公的医療機関(国分市立土曜休日夜間診療所・隼人町立医師会医療センター)の取扱いについて、専門的に協議・調整を行った公営企業等部会長より、次回の協議会

議事の提案説明がありました。

- ・病院、診療所については、新市に引き継ぐ。なお、夜間診療の医師体制については、合併後に委託先と協議する。
- ・新市の医療体制の充実を図るため、医師会、保健・福祉との連携を強化し、調整を行う。

研修視察の概要

合併に関する協議を具体的に進めるため、既に協定項目の協議が進んでいる始良中央地区と同規模程度の二カ所の合併協議会に、協議会委員及び事務局職員で研修視察を行いました。

研修地では、合併協定項目の協議状況、小委員会の運営状況及び新市の建設計画の策定状況について、活発な質疑が行われました。

八月十八日 八代地域市町村合併協議会(熊本県)

八月二十日 玉名地域一市八町合併協議会(熊本県)

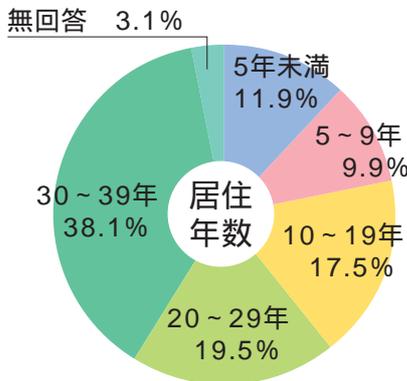
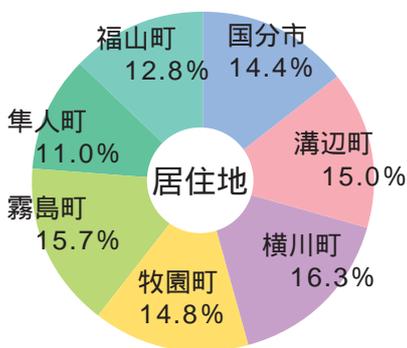
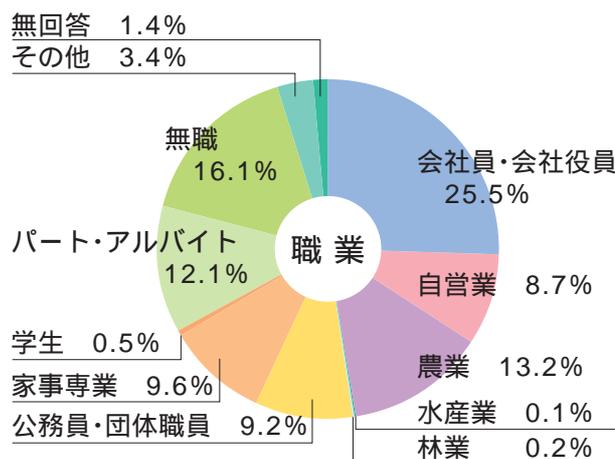
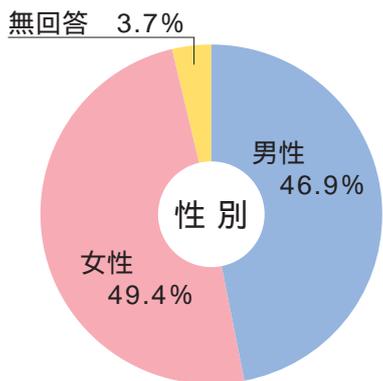
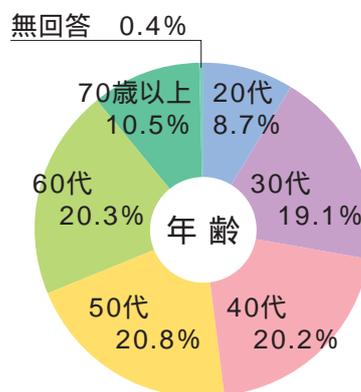
始良中央地区1市6町の新市将来構想に関する 住民アンケート調査

[集計結果]

1市6町全体アンケート結果

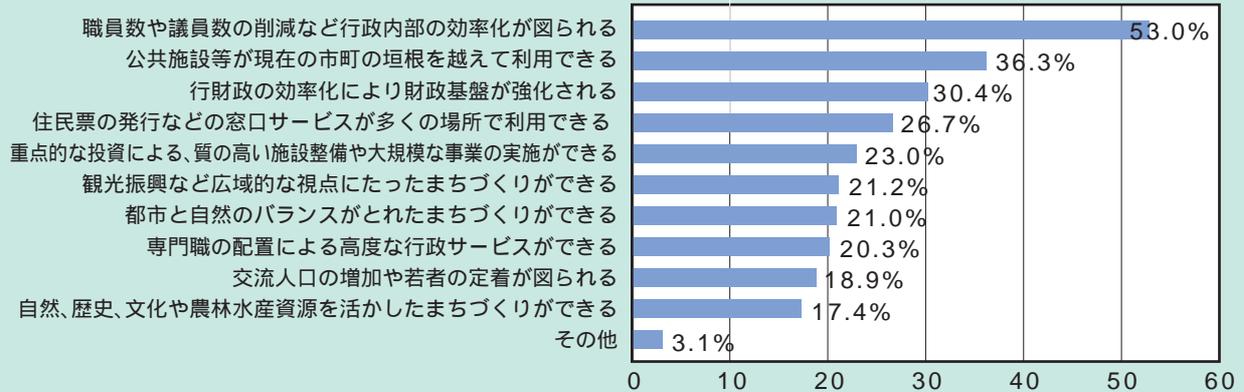
アンケート調査は、平成15年6月に始良中央地区1市6町にお住まいの20歳以上の方の中から無作為に抽出した各市町1,000人の合計7,000人を対象におこないました。方法は、調査員による直接配布回収方式で、回収率は約84%(5,893票)でした。結果の概要がまとまりましたのでお知らせします。ご協力ありがとうございました。

1.回答者の属性(問1)



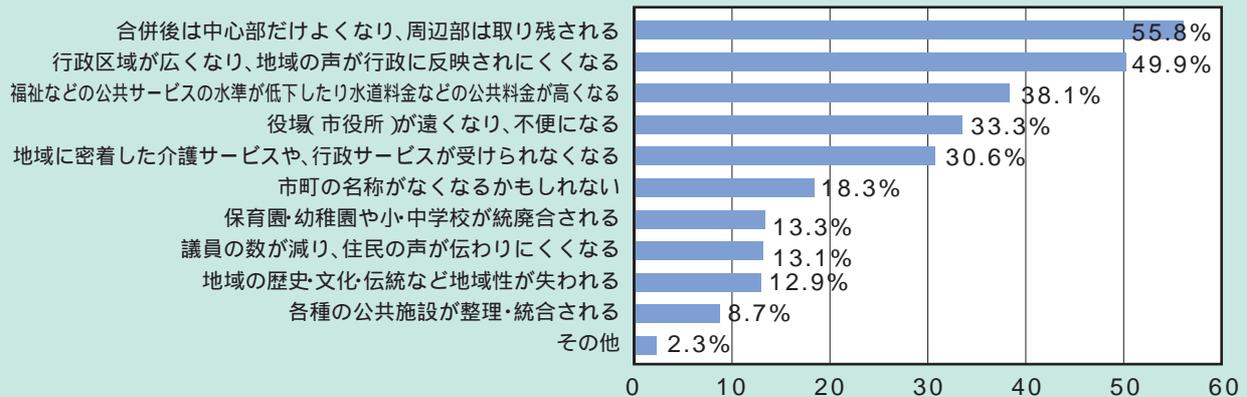
2. 合併に対する“期待”(問2)

「合併に対する期待」については、『職員数や議員数の削減など行政内部の効率化が図られる』が最も多く、次いで『公共施設等が現在の市町の垣根を越えて利用できる』、『行財政の効率化により財政基盤が強化される』、『住民票の発行などの窓口サービスが多くの場所で利用できる』となっており、行政の効率化や施設の共有による利便性の向上に対する期待が高くなっています。



3. 合併に対する“不安”(問3)

「合併に対する不安」については、『合併後は中心部だけよくなり、周辺部は取り残される』が最も多く、次いで『行政区画が広くなり、地域の声が行政に反映されにくくなる』、『福祉などの公共サービスの水準が低下したり水道料金などの公共料金が高くなる』、『役場(市役所)が遠くなり、不便になる』、『地域に密着した介護サービスや、行政サービスが受けられなくなる』となっており、中心部と周辺部の格差や行政サービス・福祉サービスの低下に対しての不安が多くなっています。



4. 望ましい地域像(問4)

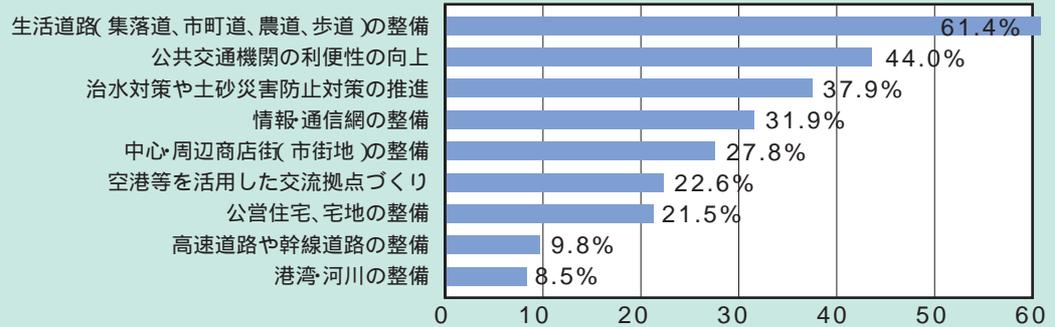
「望ましい地域像」については、『保健・医療・福祉が充実した地域』が最も多く、次いで、『自然が豊かな地域』、『住宅、住環境に恵まれた地域』、『教育・文化が充実した地域』となっています。



5.新市のまちづくりを進める上で重要な施策(問5)

A.社会基盤

「社会基盤」の分野で特に重要な施策としては、『生活道路(集落道、市町道、農道、歩道)の整備』、『公共交通機関の利便性の向上』、『治水対策や土砂災害防止対策の推進』が必要とされています。



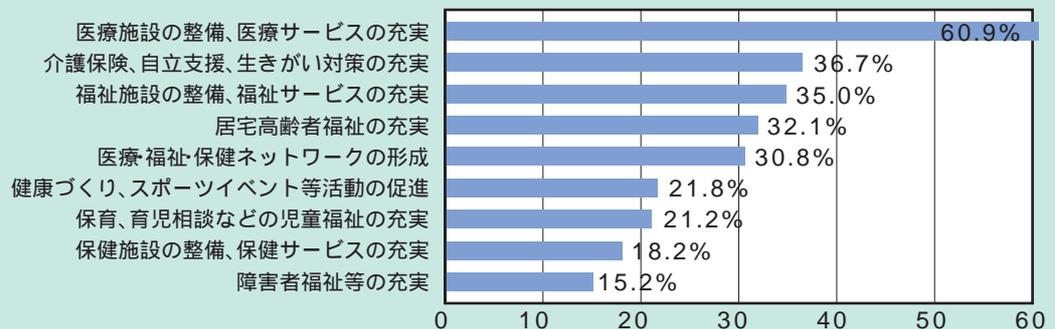
B.生活環境

「生活環境」の分野で特に重要な施策としては、『消防・防災・防犯体制、交通安全対策の強化』、『ごみの減量化、リサイクル運動の推進』、『上下水道の整備、生活排水対策の推進』が必要とされています。



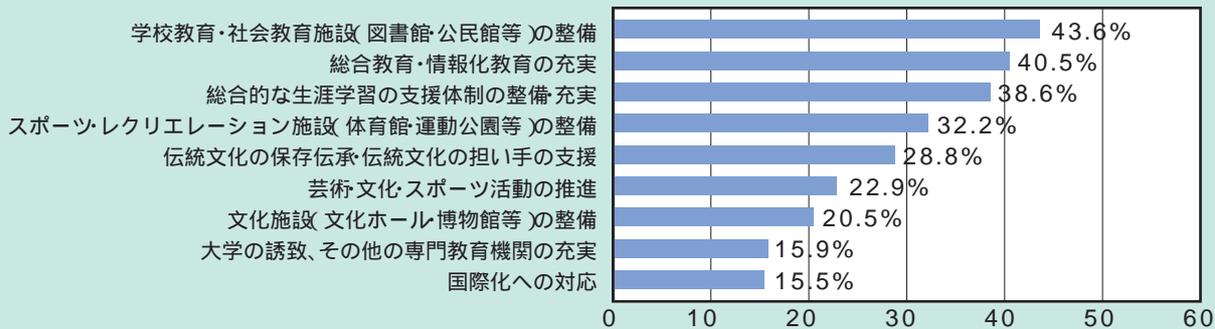
C.保健福祉

「保健福祉」の分野で特に重要な施策としては、『医療施設の整備、医療サービスの充実』、『介護保険、自立支援、生きがい対策の充実』、『福祉施設の整備、福祉サービスの充実』が必要とされています。



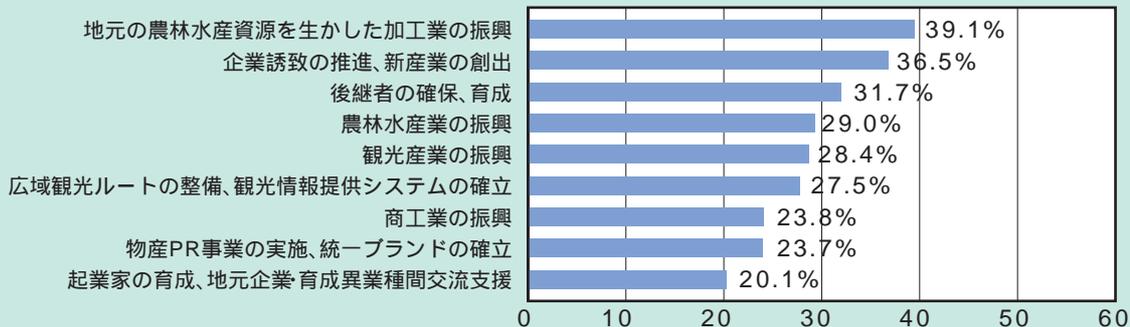
D . 教育文化

「教育文化」の分野で特に重要な施策としては、『学校教育・社会教育施設(図書館・公民館等)の整備』、『総合教育・情報化教育の充実』、『総合的な生涯学習の支援体制の整備・充実』が必要とされています。



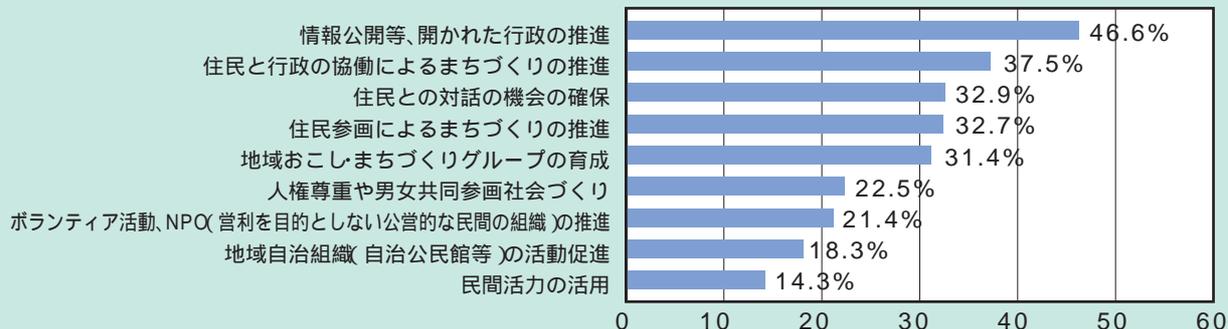
E . 産業経済

「産業経済」の分野で特に重要な施策としては、『地元の農林水産資源を生かした加工業の振興』、『企業誘致の推進、新産業の創出』、『後継者の確保、育成』が必要とされています。



F . 住民参画

「住民参画」の分野で特に重要な施策としては、『情報公開等、開かれた行政の推進』、『住民と行政の協働によるまちづくりの推進』、『住民との対話の機会の確保』、『住民参画によるまちづくりの推進』が必要とされています。



新市事務所位置設置方式とは!?

(1)本庁方式		(2)分庁方式	(3)総合支所方式
<p>現在ある市町の庁舎の組織、機構をすべて1箇所に集約する方式</p> <p>残った庁舎は、窓口的な機能のみを持たせ、支所または出張所とする。</p>		<p>現在の市町の庁舎を「分庁舎」として行政機能を各部門に振り分ける方式</p>	<p>管理部門や事務局部門を除き、現在の市町庁舎の行政機能をそのまま残す。</p> <p>総合支所の職員数は現在と同程度となる。</p>
①集中方式	②分散方式	<p>(例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">本庁 (A支庁)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">B支庁</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・企画財政課 ・住民課 ・農林水産課 ・水道課 ・商工観光課 <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">C支庁</div> </div> <p>福祉課・保健衛生課など</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 20px;">本庁</div> <p>管理部門や事務局部門と管理職を集結したすべての機能を有する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">A 総合支所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">B 総合支所</div> </div> <p>管理部門や事務局部門を除く従前の機能を有する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">本庁</div> <p>すべての業務</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">A支所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">B支所</div> </div> <p>直接住民に関わりのある業務のみ</p>	<p>本庁方式をとるが、スペースの関係上、一部の部門を支所に配置する方式</p> <p>(例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">本庁</div> <p>支所に置かざるを得なかった業務以外のすべての業務</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">A支所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">B支所</div> </div> <p>福祉事務所 教育委員会</p>		
<p>【メリット】</p> <p>人員削減、事務の効率化等の効果が大きい。</p> <p>【デメリット】</p> <p>集中方式を採用する場合は、新庁舎の建設が必要となる場合があり、多額の経費が必要となる。</p>		<p>【メリット】</p> <p>既存施設利用のため、建設費用は改装費程度で済む。</p> <p>【デメリット】</p> <p>各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑うおそれがあり、周知が必要である。</p> <p>管理上は、非効率的である。</p>	<p>【メリット】</p> <p>住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき違和感がない。</p> <p>【デメリット】</p> <p>人件費等の削減があまり期待できず、合併による事務効率化があまり生かされない。新市の一体感が醸成されにくく、新市誕生の印象が薄くなる。</p>

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程	第8回協議会 9/10(水)	第9回協議会 9/25(木)
	第10回協議会 10/9(木)	第11回協議会 10/23(木)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央3丁目45番1号
国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940